

# こんな消費者トラブルに

## ご注意ください!

電話番号宛にメールを送信するショートメッセージサービス（以下「SMS」）を用いて、有料動画等の未納料金の名目で、金銭を支払わせようとする「インターネット通信販売サイト等をかたる架空請求」にご注意を!

### ◆事例の概要◆

①消費者に架空請求のSMSを送信します:

「有料動画の未納料金があります。本日中に連絡無き場合は、法的手続きに移行します。」「会員登録料が未払いです。本日まで連絡無き場合は、少額訴訟の手続きに移行します。」などと記載したSMSを、消費者の携帯電話に送信してきます。

②SMSを見て不安を覚えた消費者は、SMSに記載された電話番号に電話をかけてしまします:

消費者は、未納料金など無いとは思うものの、「本日中に連絡無き場合は…」などの文言に不安を覚え、SMSに記載された番号に電話をかけてしまします。

③電話をかけてきた消費者に対し、金銭を支払わせるために何度も偽りの説明を行い、しつこく支払いを求めてきます:

有料動画等の未納料金があるなどと偽りの説明を行い、素直に応じない消費者に対しては、一旦金銭を支払っても後で返金

されるなどと嘘の説明をします。

④消費者に対し、ギフト券や前払式電子マネーでの支払いを求めます:

消費者に対し、支払手段として、通販サイトのギフト券をコンビニエンスストアで購入し、そのギフト券の番号を連絡するよう指示します。

⑤一旦支払いに応じてしまうと、さらに消費者に対してしつこく金銭の支払いを要求してきます:

「他のサイトにも(海外のサイトにも)未納料金があります。至急支払わないと訴訟を起こされます。」など偽りの説明により不安をあおり、多額の現金を早急に用意させた上で宅急便で送付するよう求めたり、手渡しすることを求めることもあり、実際に要求に応じてしまった事例もあります。

### ◆対処法◆

●実在するアマゾン、SMSで未納料金を請求することはなく、また、未納料金の支払方法として利用者にギフト券を購入させて、その番号を連

絡させることはありません。

●身に覚えのない請求がSMSであった場合、記載されている電話番号には絶対に連絡しないでください。

●聞き覚えのある事業者名だからといって安易に信用せず、話の内容などをよく確認しましょう。

●コンビニエンスストアで電子ギフト券を購入して、そのカード番号を連絡するよう求めるのは、詐欺の手口です。絶対に応じないでください。

火災事故に至る恐れ

TDKの加湿器をお持ちの方は  
すぐにご連絡願います

引き取らせていただく際に(1台あたり)5,000円をお支払いいたします。

連絡先 電話番号 0120-604-777

受付時間 9:00~19:00

機種名は、裏面のラベル裏面をご確認ください。

### 多重債務無料相談会 ~返しきれない借金にお困りの人へ~

▼開催日時…10月13日(土) 13:00~16:00 12月8日(土) 13:00~16:00

▼場所…県民生活相談センター(岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内)

▼相談対応…弁護士、司法書士等

▼相談方法…①面接相談(相談時間はお1人30分で2日前までに電話予約が必要です)  
②電話相談(開催日の相談時間内に058-277-1003へお電話ください)

▼予約・電話相談は、岐阜県県民生活相談センターへ ☎058-277-1003

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください! ※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓口	電話番号	受付日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイドンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日: 午前8時30分~午後5時15分: 市役所 土曜日: 午前9時~午後5時: 県民生活センター 日曜・祝日: 午前10時~午後4時: 国民生活センター
消費者ホットライン	03-3446-1623	月~金曜日: 午前10時~正午、午後1時~午後4時 ※土日・祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月~金曜日: 午前8時30分~午後5時 土曜日: 午前9時~午後5時(電話のみ) ※日曜・祝日・年末年始を除く
岐阜県可茂県事務所振興防災課	0574-25-3111	月・火・木・金曜日: 午前8時30分~午後4時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く
郡上市役所総務課またはお近くの各振興事務所振興課	67-1832	月~金曜日: 午前8時30分~午後5時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く